

|        |       |
|--------|-------|
| 計画作成年度 | 令和元年度 |
| 計画主体   | 小山町   |

## 小山町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 小山町経済建設部 農林課  
所在地 静岡県駿東郡小山町藤曲57-2  
電話番号 0550-76-6121  
FAX番号 0550-76-2795  
メールアドレス [nourin@fuji-oyama.jp](mailto:nourin@fuji-oyama.jp)

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|      |                      |
|------|----------------------|
| 対象鳥獣 | ニホンジカ・イノシシ・ハクビシン・カラス |
| 計画期間 | 令和2年度～令和4年度          |
| 対象地域 | 小山町全域                |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 |        |       |
|-------|-------|--------|-------|
|       | 品目    | 被害数値   |       |
|       |       | 金額（千円） | 面積（a） |
| ニホンジカ | 水稻    | 1,403  | 110   |
|       | 豆類    | 29     | 8     |
|       | 野菜    | 871    | 19    |
|       | いも類   | 88     | 2     |
|       | 果樹    | 373    | 12    |
|       | 飼料作物  | 56     | 8     |
|       | その他   | 65     | 3     |
|       | 小計    | 2,885  | 162   |
| イノシシ  | 水稻    | 553    | 42    |
|       | 野菜    | 130    | 3     |
|       | いも類   | 844    | 20    |
|       | 果樹    | 5      | 1     |
|       | その他   | 244    | 11    |
|       | 小計    | 1,756  | 77    |
| ハクビシン | 豆類    | 2      | 1     |
|       | 雑穀    | 14     | 14    |
|       | 果樹    | 287    | 9     |
|       | 野菜    | 1,029  | 23    |
|       | その他   | 87     | 4     |
|       | 小計    | 1,419  | 51    |
| カラス   | 水稻    | 37     | 3     |
|       | 豆類    | 1      | 1     |
|       | 野菜    | 119    | 3     |
|       | 雑穀    | 10     | 9     |
|       | 小計    | 167    | 16    |
| 合計    |       | 6,227  | 306   |

## (2) 被害の傾向

|         |  |
|---------|--|
| ① ニホンジカ | ニホンジカによる被害は、5月中旬から8月下旬にかけて、町内全域の水稻及び野菜等において被害が発生している。  |
| ② イノシシ  | イノシシによる被害は、5月中旬に水田の踏み荒らし、8月下旬から9月下旬にかけて町内全域の水稻及び野菜類において多く発生している。また、畑の土手や、休耕地などを掘り返されている被害が多数報告されている。 |
| ③ ハクビシン | ハクビシンによる被害は、8月及び9月の時期を中心に、主に野菜（トウモロコシ）において発生しており、特に家庭菜園等自家用の畑での被害が多数報告されている。                         |
| ④ カラス   | カラスによる被害は、田植え時期の踏み荒らしや8月及び9月の時期に野菜（トウモロコシ）において主に発生している。  |

## (3) 被害の軽減目標

| 指標    | 現状値（平成30年度） |         | 目標値（令和4年度） |         |
|-------|-------------|---------|------------|---------|
|       | 被害金額（千円）    | 被害面積（a） | 被害金額（千円）   | 被害面積（a） |
| ニホンジカ | 2,885       | 162     | 2,597      | 146     |
| イノシシ  | 1,756       | 77      | 1,580      | 69      |
| ハクビシン | 1,419       | 51      | 1,277      | 46      |
| カラス   | 167         | 16      | 150        | 14      |
| 計     | 6,227       | 306     | 5,604      | 275     |

## (4) 従来講じてきた被害防止対策

|               | 従来講じてきた被害防止対策  | 課題   |
|---------------|--|--|
| 捕獲等に関する取組     | 駿東猟友会小山支部と委託契約を結び、大型箱ワナや銃器を用いて対象鳥獣の捕獲を実施している。<br>また、有害鳥獣捕獲従事者を育成するために狩猟免許の取得等を助成する制度を平成25年12月から実施している。 | 地元猟友会員の高齢化や会員数の減少に伴う捕獲従事者の担い手の育成が課題となっている。 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | 東部農業共済の補助金を活用し、個人に年1回の申請で、資材費の2分の1を補助している。毎年5人程度がこの制度を活用し、設置面積は年間約1.1haとなっている。                         | 電気柵の維持管理の継続に負担がかかる。                        |

### (5) 今後の取組方針

野生鳥獣の餌となる生ごみや放任果樹の撤去、雑木林の刈払い等による里地里山の整備を推進し、集落単位で生息環境対策を講じていく。

また、被害を予防するための侵入防止柵の設置を推進するとともに、捕獲従事者の担い手を確保するため講習会や研修会等の機会を提供し、わな猟免許取得者の育成を図っていく。さらに、鳥獣被害対策実施隊を主体とし、わなによる捕獲を強化し、また、住民からの通報等に即時対応し、被害の減少に努めていく。

これらの生息環境対策、予防対策及び捕獲対策による被害防止対策を講じることにより、平成30年度の被害現状値（被害額合計6,227千円及び被害面積合計306a）に対して、令和4年度の被害目標値を10%減に設定し、被害額合計5,604千円及び被害面積合計275aとする。

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

現在、駿東猟友会小山支部と委託契約を締結し、銃器とわなを使用した捕獲を実施しているが、今後は新規のわな猟免許取得者についても猟友会に入会してもらい、猟友会を中心とした捕獲体制の強化を図っていく。

また、実施隊による生産者からの被害相談や、わなの設置等について迅速に対応し、被害軽減を図っていく。

### (2) その他捕獲に関する取組

| 年度        | 対象鳥獣                          | 取組内容   |
|-----------|-------------------------------|--|
| 令和<br>2年度 | ニホンジカ<br>イノシシ<br>ハクビシン<br>カラス | <ul style="list-style-type: none"> <li>・講習会や研修会などを実施し、わな猟免許取得者の育成を行う。</li> <li>・ニホンジカ、イノシシについては第二種特定鳥獣管理計画も踏まえ、今後の捕獲目標頭数等に関し検討する。また、ニホンジカの捕獲については、県が実施する管理捕獲との連携を図る。</li> <li>・実施隊を有効活用し、ハクビシン等の獣害対策にも迅速に対応する。</li> <li>・有効な捕獲機材の導入を図る。</li> </ul> |
| 令和<br>3年度 | ニホンジカ<br>イノシシ<br>ハクビシン<br>カラス | <ul style="list-style-type: none"> <li>・講習会や研修会などを実施し、わな猟免許取得者の育成を行う。</li> <li>・ニホンジカ、イノシシについては第二種特定鳥獣管理計画も踏まえ、今後の捕獲目標頭数等に関し検討する。また、ニホンジカの捕獲については、県が実施する管理捕獲との連携を図る。</li> <li>・実施隊を有効活用し、ハクビシン等の獣害対策にも迅速に対応する。</li> <li>・有効な捕獲機材の導入を図る。</li> </ul> |
| 令和<br>4年度 | ニホンジカ<br>イノシシ<br>ハクビシン<br>カラス | <ul style="list-style-type: none"> <li>・講習会や研修会などを実施し、わな猟免許取得者の育成を行う。</li> <li>・ニホンジカ、イノシシについては第二種特定鳥獣管理計画も踏まえ、今後の捕獲目標頭数等に関し検討する。また、ニホンジカの捕獲については、県が実施する管理捕獲との連携を図る。</li> <li>・実施隊を有効活用し、ハクビシン等の獣害対策にも迅速に対応する。</li> <li>・有効な捕獲機材の導入を図る。</li> </ul> |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

|               |   |
|---------------|---|
| 捕獲計画数等の設定の考え方 |   |
| ① ニホンジカ       | 近年金額的、面積的な数値では被害が減少傾向にあるが、被害報告は減っていない。捕獲頭数も多少減少しており、過去5年間の町の被害防止目的捕獲の平均は、120頭（平成26年度152頭、平成27年度155頭、平成28年度132頭、平成29年度60頭、平成30年度105頭）となっている。令和元年度は10月末現在で84頭を捕獲しており、引き続き捕獲圧を高める必要があることから、令和2～4年度の捕獲計画数を年間150頭とする。    |
| ② イノシシ        | イノシシによる被害が減少傾向（被害額：28年度4,124千円、29年度2,689千円、30年度1,756千円）にあり、過去5年間の町の被害防止目的捕獲の平均は、78頭（平成26年度105頭、平成27年度42頭、平成28年度98頭、平成29年度74頭、平成30年度75頭）となっている。令和元年度は10月末現在で90頭を捕獲しており、引き続き捕獲圧を高める必要があることから、令和2～4年度の捕獲計画数を年間100頭とする。 |
| ③ ハクビシン       | 平成28年度に被害が増大し、実施隊による箱わなを中心とした捕獲活動を強化し、一定の成果を上げているため、引き続き捕獲活動を継続し令和2年度以降の捕獲計画数を年間10頭とする。   |
| ④ カラス         | 平成29年度及び平成30年度は年間を通じて2～3件程度の通報があり、被害も見られる。平成26年度以降は捕獲実績がないが、今後も猟友会による捕獲や追い払いを実施していく。令和2年度以降の捕獲計画数を30羽とする。   |

| 対象鳥獣  | 捕獲計画数等 |       |       |
|-------|--------|-------|-------|
|       | 令和2年度  | 令和3年度 | 令和4年度 |
| ニホンジカ | 150頭   | 150頭  | 150頭  |
| イノシシ  | 100頭   | 100頭  | 100頭  |
| ハクビシン | 10頭    | 10頭   | 10頭   |
| カラス   | 30羽    | 30羽   | 30羽   |

|   |
|---|
| 捕獲等の取組内容  |
| 有害鳥獣捕獲許可に基づく捕獲を、被害の発生に応じて、銃器、くくりわな及び箱わな等を用い、鳥獣保護区等を含めた区域を対象として実施する。 |

|                             |
|-----------------------------|
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| 該当なし                        |

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域  | 対象鳥獣           |
|-------|----------------|
| 小山町全域 | 対象鳥獣については委譲済み。 |

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣          | 整備内容  |   |   |
|---------------|---|---|---|
|               | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   |
| ニホンジカ<br>イノシシ | 平成28年度から、東部農業共済組合からの補助を受け、防護柵助成金交付要綱を整備し、補助金交付事業を継続実施。(補助率1/2)<br>(施工延長1.5km/年)<br>町単独事業においても協議会への助成を行い、防護柵の設置事業を進めていく。 | 平成28年度から、東部農業共済組合からの補助を受け、防護柵助成金交付要綱を整備し、補助金交付事業を継続実施。(補助率1/2)<br>(施工延長1.5km/年)<br>町単独事業においても協議会への助成を行い、防護柵の設置事業を進めていく。 | 平成28年度から、東部農業共済組合からの補助を受け、防護柵助成金交付要綱を整備し、補助金交付事業を継続実施。(補助率1/2)<br>(施工延長1.5km/年)<br>町単独事業においても協議会への助成を行い、防護柵の設置事業を進めていく。 |

(2) その他被害防止に関する取組

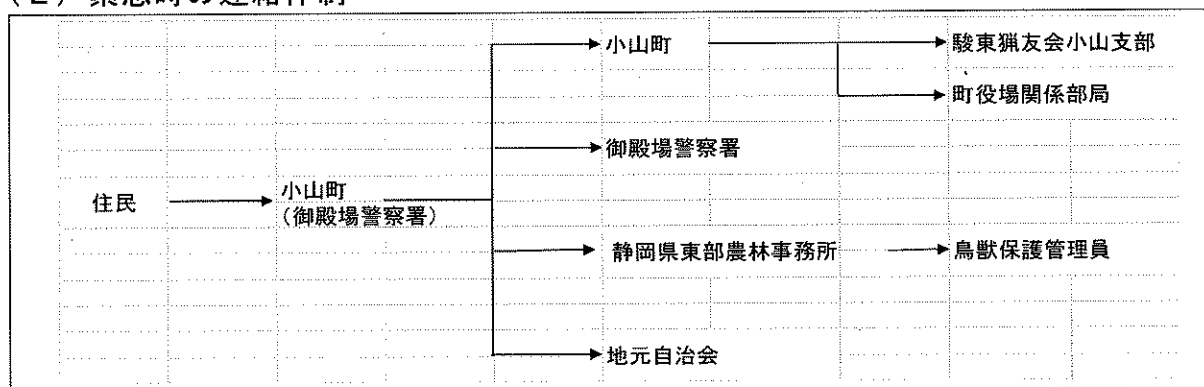
| 年度        | 対象鳥獣                          | 取組内容  |
|-----------|-------------------------------|---|
| 令和<br>2年度 | ニホンジカ<br>イノシシ<br>ハクビシン<br>カラス | <ul style="list-style-type: none"> <li>・侵入防止柵周辺除草</li> <li>・猟友会の猟犬による追い上げ</li> <li>・部農会や中山間地域等直接支払協定集落の定期的な柵の点検</li> <li>・小型箱わなによる捕獲</li> <li>・集落内の餌源の減少のための点検</li> </ul> |
| 令和<br>3年度 | ニホンジカ<br>イノシシ<br>ハクビシン<br>カラス | <ul style="list-style-type: none"> <li>・侵入防止柵周辺除草</li> <li>・猟友会の猟犬による追い上げ</li> <li>・部農会や中山間地域等直接支払協定集落の定期的な柵の点検</li> <li>・小型箱わなによる捕獲</li> <li>・集落内の餌源の減少のための点検</li> </ul> |
| 令和<br>4年度 | ニホンジカ<br>イノシシ<br>ハクビシン<br>カラス | <ul style="list-style-type: none"> <li>・侵入防止柵周辺除草</li> <li>・猟友会の猟犬による追い上げ</li> <li>・部農会や中山間地域等直接支払協定集落の定期的な柵の点検</li> <li>・小型箱わなによる捕獲</li> <li>・集落内の餌源の減少のための点検</li> </ul> |

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称      | 役割  |
|---------------|---|
| 御殿場警察署        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの通報に基づく現場状況確認</li> <li>・静岡県や小山町から出動要請があった場合の現場への警察官の派遣</li> <li>・現場状況に応じて、警察官職務執行法第4条に基づく避難等の措置の実施</li> </ul>   |
| 静岡県東部農林事務所    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの通報に基づき、関係機関（御殿場警察署、小山町、鳥獣保護管理員等）との連絡調整、対応方法の協議</li> <li>・駿東猟友会員、鳥獣保護管理員への協力要請と捕獲等対応依頼</li> </ul>   |
| 駿東猟友会<br>小山支部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小山町からの出動要請に基づく現場状況の把握</li> <li>・（必要に応じて）捕獲、追い払いの実施</li> </ul>   |
| 小山町           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの通報に基づく現場状況確認</li> <li>・関係機関（御殿場警察署、静岡県、鳥獣保護管理員、町役所関係各部局等）</li> <li>・駿東猟友会小山支部への出動要請</li> <li>・地元自治会への注意喚起、（必要に応じた）避難誘導の協力依頼</li> <li>・教育委員会を通じて、近隣小学校、中学校、幼稚園、保育園等への情報提供・注意喚起と（必要に応じた）避難誘導の協力依頼</li> </ul> |
| 地元自治会         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの通報に基づく小山町や御殿場警察署への連絡</li> <li>・住民への情報提供・注意喚起</li> <li>・（必要に応じた）住民の避難誘導</li> </ul>  |

(2) 緊急時の連絡体制



## 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

当面は自家消費または捕獲現場で埋設処分とする。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

将来的には、野生獣肉の利活用に関する検討を行う。  
近隣市町と協力し、広域で利用することが可能な処理施設等の捕獲後の処理について検討する。

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

|                  |                                     |  |
|------------------|-------------------------------------|--|
| 協議会の名称           | 小山町鳥獣被害防止対策協議会<br>(設立年月日：平成24年7月3日) |  |
| 構成機関の名称          | 役割                                  |  |
| 小山町農業委員会(対策協議会長) | 協議会の統括及び推進協議会との調整                   |  |
| 駿東猟友会小山支部(幹事)    | 情報提供及び捕獲と対策協議                       |  |
| 小山町農業行政協力委員(幹事)  | 情報提供及び地域巡回と対策協議                     |  |
| 御殿場農業協同組合(幹事)    | 情報提供及び対策協議                          |  |
| 静岡県東部農業共済組合(幹事)  | 情報提供及び対策協議                          |  |
| 静岡県東部農林事務所(幹事)   | 関連情報提供及び対策協議                        |  |
| 小山町農林課(事務局)      | 協議会事務局及び連絡調整                        |  |

### (2) 関係機関に関する事項

|                       |                             |
|-----------------------|-----------------------------|
| 関係機関の名称               | 役割                          |
| 御殿場警察署                | 銃器取扱いに関する指導業務               |
| 静岡県鳥獣保護管理員            | 有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣保護管理に関する業務    |
| 静岡県農林技術研究所森林・林業研究センター | 鳥獣の生態に関する情報の提供と、捕獲に関する助言等業務 |

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

特措法に基づく実施隊について、平成29年12月に設置。猟友会員の中から選出した8名及び農林課職員で構成。主に、生産者からの被害相談などの対応、被害報告場所のパトロールやわなの設置を実施。

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

隣接する他地域又は他市町の被害対策連絡会とも連携できる体制準備を検討し、共同で講演会、情報交換会、勉強会などを開催し、北駿地域全体での鳥獣被害対策を検討していく。

また、国有林内に生息する鳥獣の捕獲については森林管理署と演習場内に生息する鳥獣については自衛隊へ協力を求め、被害防止施策の実施体制を整備する。



## 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・侵入防止柵の設置とわな購入に関し各種補助事業を活用し、侵入防止柵の周りにわなを設置することによって捕獲率の向上と被害の軽減を図る。
- ・捕獲の際、森林整備事業で設置された作業道を有効利用するため、地権者の同意を得る。
- ・町有林内に設置した囲いわなのセンサーカメラを活用し、鳥獣の特定や誘引による動向を調査し、効果的な捕獲及び防止対策を講じる。
- ・静岡県東部農林事務所及び駿東猟友会小山支部等の協力のもと、狩猟免許取得に向けた講習会や、農業者を対象とした被害対策に関する研修会を開催する。
- ・放任果樹の除去、雑木林の刈払い等による里地里山の整備を推進するための集落での勉強会を開催する。
- ・近隣市町で猟銃の誤射事故があったのを受け、安全に捕獲に取り組めるよう、5に規定する関係機関等と協力して正しい知識の普及・注意喚起を行う。